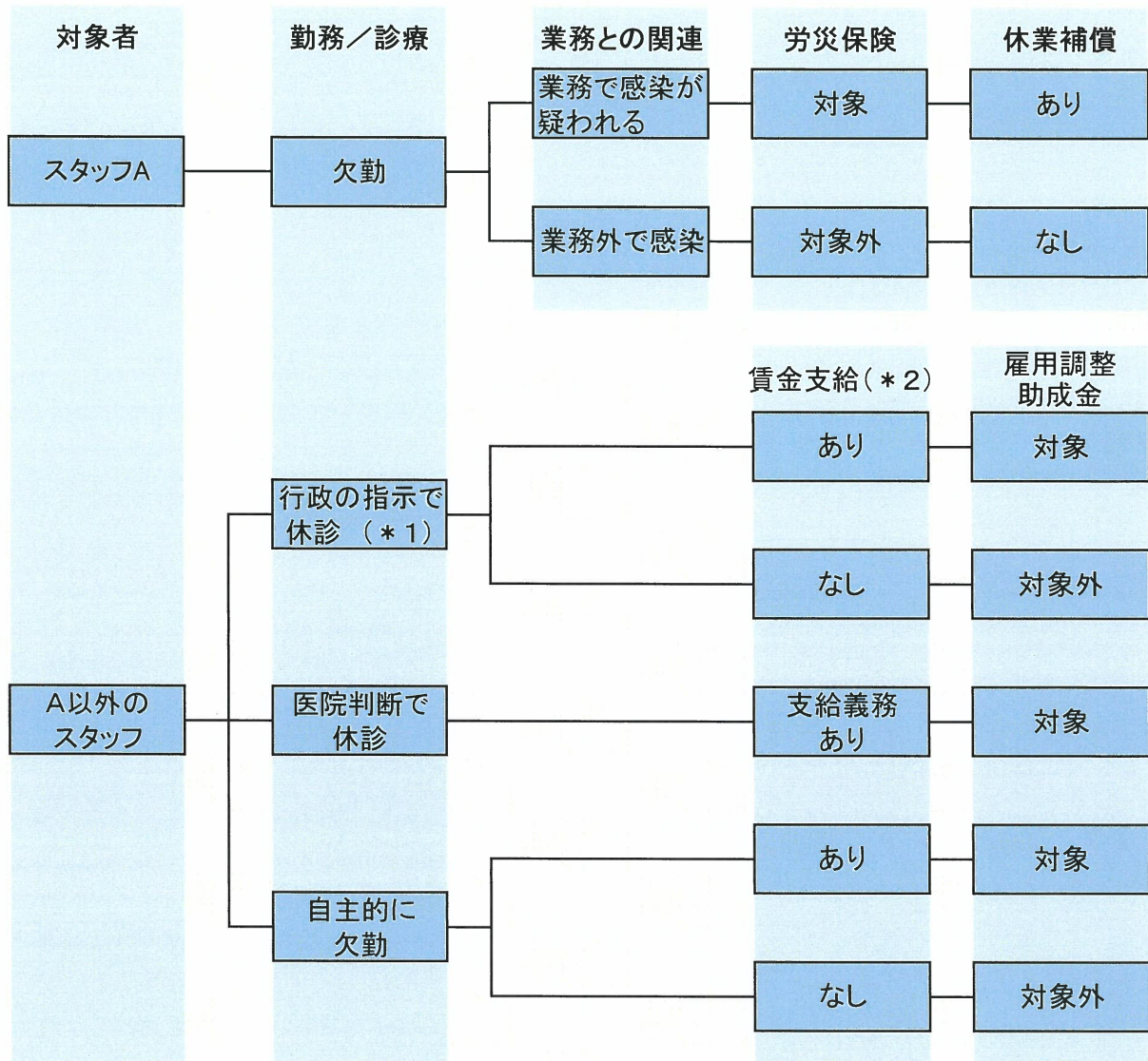


労 務 管 理

●スタッフAが感染者となった場合



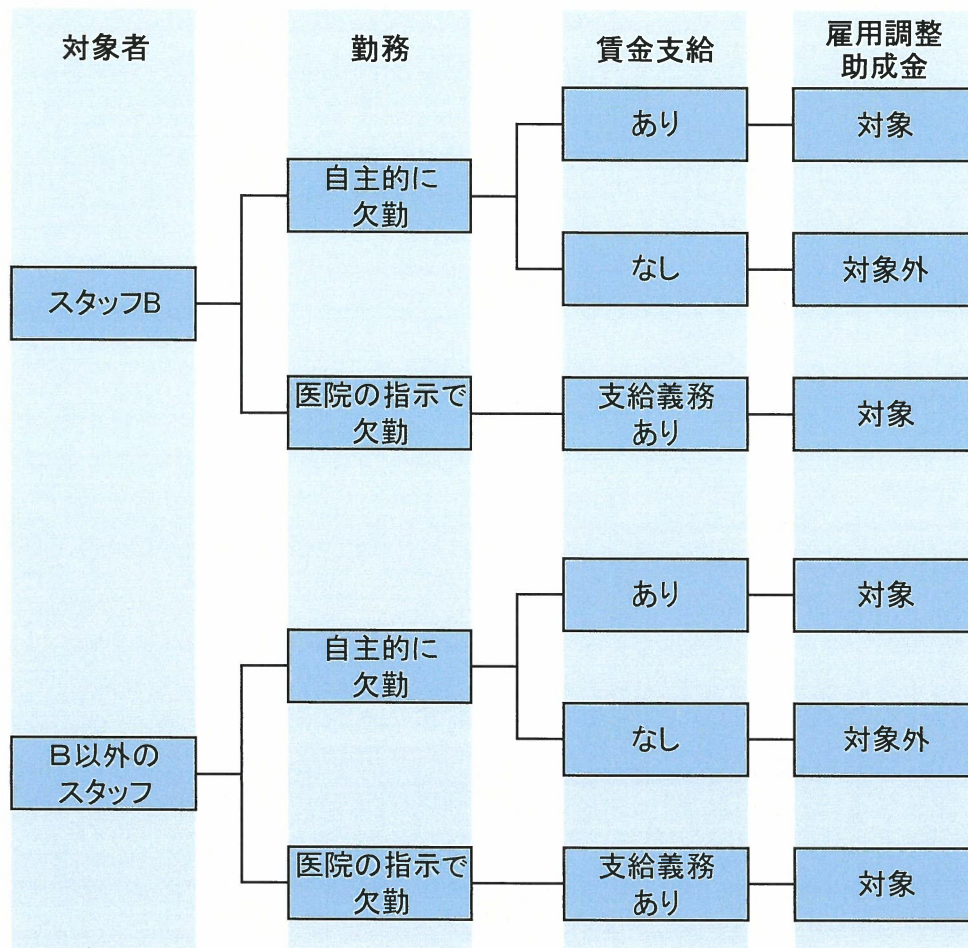
＊1 行政指示での休診の場合の休業手当の支給義務は現時点では不明

＊2 欠勤時の賃金は、平均賃金の6割以上を支給しなければならない（休業手当）

＊ 有給休暇は通常通りに取得可能。医院提案の取得は本人の同意が必要

＊ スタッフA・B両ケース共にパートタイマーも同様の取り扱い

● スタッフBの家族が感染 またはスタッフBが感染者との濃厚接触が疑われる場合や体調不良の場合



*体調不良とは、軽い風邪の症状や咳・発熱が4日以上続いている、または強い倦怠感や呼吸困難がある場合をいう（高齢者や基礎疾患のある方は軽い風邪症状がある場合）

*一日の一部を休業にした場合は、その日に発生した賃金が平均賃金の6割以上であれば休業手当は不要。満たない場合は差額を支給